鳥取市教育センター

改正後

研修室等使用料

区分			金額（1時間につき）
研修室1			450円
研修室2			250円
研修室3			250円
体育館（半面）	一般		200円
	小学生、中学生	個人	無料
		専用	100円
	高齢者		100円
	障害者等、小学校就学前の者		無料

備考

1　1時間未満は、1時間とする。

2　体育館の照明設備の使用料は、半面1時間につき150円で計算して得た額とする。

3　冷暖房設備の使用料は、この表に定める額の5割の額とする。

4　この表の規定により計算して得た額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。

5　「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。

6　「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

⑴　身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者及びその付添人

⑵　介護保険法の規定により、要介護状態及び要支援状態と認定された者及びその付添人

改正前

研修室等使用料

区分		金額
研修室1		1時間につき550円
研修室2		1時間につき420円
研修室3		1時間につき420円
体育館	全面専用	1時間につき1,050円
	半面専用	1時間につき520円

備考

1　1時間未満は、1時間とする。

2　冷暖房設備の使用料は、この表に定める額の5割の額とする。

3　体育館の照明設備の使用料は、半面1時間につき150円で計算して得た額とする。

4　この表の規定により計算して得た額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。